

西目屋村地域おこし協力隊員（カヌー普及推進員）募集要項

西目屋村は、青森県津軽地域の南西部に位置し、世界自然遺産白神山地と津軽ダム（津軽白神湖）を有する村として「世界遺産と水源の里」をキャッチフレーズに、自然と共生する村づくりを進めています。

平成9年からカヌーによる村づくりを推し進め、平成11年にはカヌージャパンカップを開催するに至り、現在では「カヌーの村」としても県内外に浸透しております。

そのような中で、令和8年に本県で開催される国民スポーツ大会のカヌー競技の開催地として予定されており、地域のカヌー競技の更なる普及推進を図るために地域おこし協力隊員を募集します。

なお、令和4年度当初予算の可決を条件に募集するものです。

1 募集人員 1名

2 応募条件

次に掲げる全ての要件を満たすことが必要です。

- (1) カヌー競技の経験のある方
- (2) 3大都市圏をはじめとする都市地域等から生活拠点を西目屋村内へ移し、住民票を異動させる方（委嘱を受ける前に既に住民票を異動し、村内に定住又は定着している方を除く。）
- (3) 普通自動車運転免許を取得しており、実際に運転ができる方
- (4) パソコン（ワード・エクセル等）の一般的な操作ができる方
- (5) 心身ともに健康で誠実に職務が遂行できる方
- (6) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方
- (7) 任期満了後において、西目屋村内に定住し、起業する意欲のある方

3 活動内容

地域おこし協力隊（カヌー普及推進員）の活動は、西目屋村地域おこし協力隊設置要綱に定める活動を基本とし、主に次の活動に従事していただきます。

- (1) カヌー大会の運営に係る活動（選手募集、企画運営、連絡調整等）
- (2) カヌー競技の普及に係る活動（カヌー教室、体験会、イベント等）
- (3) カヌー競技の育成・強化に係る活動（地元カヌークラブの指導）
- (4) カヌー競技等に関する情報発信（大会情報、イベント情報等）
- (5) その他、西目屋村教育委員会教育課内の業務の補助

4 勤務地

西目屋村内

5 勤務時間

1週間につき29時間です。活動内容によっては休日に勤務を要する場合があります、その場合は平日への振替対応とします。年次有給休暇は16日付与されます。

6 任用期間

隊員の任用期間はその任用の日から同日の属する会計年度の末日までとし、再任されることのできるものとします。

7 報酬

月額174,000円

※その他、各種手当（通勤手当、時間外手当、退職手当等）及び賞与は支給しません。

8 待遇及び福利厚生

- (1) 社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）に加入します。
- (2) 活動期間中の住居は村が貸与します。ただし、転居に係る費用、生活備品等は個人負担とします。
- (3) 活動に使用する車両は村が貸与します。
- (4) 活動に必要な消耗品等については、予算の範囲内で村が提供します。
- (5) 活動に必要な旅費については、予算の範囲内で村が支給します。

9 応募手続

(1) 応募受付期間

令和4年2月21日～令和4年3月31日（同日消印有効）

なお、募集期間中であっても採用が決定し次第、募集を終了します。

(2) 提出書類

①応募用紙

②自己PR用紙

※応募用紙、自己PR用紙は村ホームページからダウンロードしてください。

※応募用紙は、直筆でお願いします。

※提出していただいた書類は返却しません。

(3) 提出方法

「西目屋村地域おこし協力隊応募提出書類在中」と封書に明記し、下記の提出場所まで郵送もしくはお持ちください。

(4) 提出場所

西目屋村教育委員会

〒036-1411 青森県中津軽郡西目屋村大字田代字稲元143番地

TEL：0172-85-2858 FAX：0172-85-3132

E-mail：nishimeya-kyouiku@vill.nishimeya.lg.jp

10 選考方法

(1) 第1次選考審査（書類選考）

応募受付後、1週間以内に書類選考し、合否の結果を文書で通知します。

(2) 第2次選考審査（面接選考）

第1次選考合格者を対象に、第1次選考合格通知後2週間以内に西目屋村役場もしくは西目屋村中央公民館において第2次選考（面接）を行います。日程等は第1次選考結果の通知の際にお知らせします。なお、第2次選考審査に要する交通費等は個人負担とします。

(3) 最終選考結果の報告

最終結果報告は、面接後10日以内に文書で通知します。

11 その他

選考経過及び結果等に関するお問い合わせにはお答えできません。